

同窓会会則 改定について

平成31年同窓会会報に掲載しました会則改定案につきまして、平成最後の幹事会（平成31年4月19日（金）開催）にて一部修正がありここに修正改定案を再度作成致しました。

令和元年5月18日（土）の定期総会において、この修正改定案を審議し、全員の賛成にて決定し承認されました。
ここに新しい「同窓会会則」を掲載致します。

昭和第一高等学校 同窓会会則

第一章 総 則

第1条（名 称）

本会は、昭和第一高等学校同窓会と称する。

第2条（目 的）

本会は、母校と連絡を保ち、会員相互の親睦を図り、母校の発展に貢献することを目的とする。

第3条（事務局）

本会は、事務局を東京都文京区本郷1丁目2番15号 昭和第一高等学校内に置く。

第4条（事 業）

本会は、本会則第2条に規定する目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 総会および各種会合の開催。
2. 会報等の編集および発行、ならびに広報活動。
3. 会員情報の適正な管理と保管。その管理と保管に関しては、別途規定を定めるものとする。
4. 母校の教育事業への支援。
5. その他、母校が行う事業をPTA・昭和会と連携し、支援する。
6. 支部および会員同期会活動への助成。
7. その他、本会の目的を達成するための必要な事業

第二章 会 員

第5条（会 員）

本会は、次の会員をもって構成する。

1. 正会員
昭和第一商業学校、昭和第一高等学校、昭和第一商業高等学校、昭和第一中学校の全卒業生。
2. 準会員
過去に本条1項の各校に在学した者で、正会員2名以上の推薦があり、幹事会の承認を経た者。
3. 特別会員
過去に本条1項の各校へ一年以上在職した旧教職員および現教職員。

第三章 役 員

第6条（役員および定数）

本会に、次の役員を置く。

（1）（役 員）

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 3 名
3. 事務局 長 1 名
4. 会 計 2 名
5. 会 計 監 査 2 名
6. 幹 事 20 名以上
7. 学 校 委 員 若干名

（2）（名誉役員）

1. 名誉顧問 若干名
2. 名誉会長 1 名
3. 顧 問 若干名
4. 参 与 若干名

第7条（役員、名誉役員の選出と委嘱）

本会の役員、名誉役員は、次の方法で選出し、委嘱する。

（1）（役 員）

1. 会長は、正会員の中から選出し、幹事会の議を経て、総会で承認する。
2. 副会長、事務局 長、会計、会計監査は、正会員の中から幹事会が推薦し、総会で承認する。
3. 幹事は、正会員の中から幹事会が推薦し、総会で承認する。
4. 学校委員は、本校学校長が推薦する教職員を会長が委嘱する。

（2）（名誉役員）

1. 名誉顧問は、本学学園理事長および理事長経験者

を推挙する。

2. 名誉会長は、本校学校長を推挙する。
3. 顧問は、本会会長経験者とし、会長が委嘱する。
4. 参与は、正会員の中から、幹事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第8条（役員の任期）

本会役員の任期は、2カ年とし、再任は妨げない。

欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

1. 会長の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
2. 名誉顧問ならびに名誉会長は、この限りではない。
3. 任期は、選任された年の総会の翌日から、任期満了年の総会の当日までとする。
4. 役員は、その任期が満了したときであっても、後任者が選任されるまでの間は、なおその任務にとどまるものとする。

第9条（役員の職務）

本会の各役員の職務を、次のように定める。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐する。会長が、その職務を執行できない場合は、その職務を代行する。
3. 事務局 長は、事務局を掌理する。
4. 会計は、財務の運営と、経理の任にあたる。

第四章 会 議

第10条（会 議）

本会に、次の会議を置く。

1. 総 会
2. 幹 事 会
3. 常任幹事会

第11条（総 会）

1. 総会は、定期総会および臨時総会とする。

2. 定期総会は、毎年1回 5 月に開催する。臨時総会は、必要と認めるとき幹事会の議を経て、会長が招集する。
3. 総会は、会長が招集し、期日から概ね1カ月前にその目的および日時、場所、を会員に通知しなければならない。
4. 定期総会は、事業報告、収支決算報告、事業計画案、収支予算案、会則の改廃、役員の改選、その他の重要事項を承認する。
5. 総会の議決は、出席正会員

の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

6. 総会の定足数は定めない。

第12条 (幹事会および常任幹事会)

1. 幹事会は、会長、副会長、事務局長、会計、会計監査、幹事(含常任幹事)、学校委員および名誉役員で構成する。

2. 幹事会は、会長が必要と認めるとき招集する。

3. 幹事会の運営は、幹事会によって互選された常任幹事によって執行される。

4. 常任幹事は、本会の運営に係わる諸事案を常任幹事会で審議し、その決定事項を幹事会へ提議する。

5. 幹事会は、次の事項を審議決定する。

(1) 事業報告及び収支決算報告の承認。

(2) 事業計画及び収支予算。

(3) 本会則第4条4項に定める母校の教育事業への支援策。

(4) 本会則第4条5項に定める母校の事業への助成策。

(5) 本会則第5条2項に定める準会員の承認。

(6) 支部設立の承認。

(7) 本会則の改廃。

(8) その他、本会に関する重要事項。

6. 幹事会および常任幹事会の議決は、出席幹事の過半数

をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第13条 (議長の選出)

1. 総会の議長は、総会出席の会員の中から互選により、その都度選出する。

2. 幹事会および常任幹事会の議長は、会長があたる。

第14条 (議事録および保管等)

1. 会長は、各会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

ただし、この事務を会長の指名により、事務局長が代理することができる。

2. 議事録には議長および出席した役員のうちから互選された者2名以上が署名押印し、常にこれを同窓会事務所に備えておかなければならない。

3. 会長は、会員からの書面に、よる請求があつたときは、議事録を閲覧させなければならない。会長は、閲覧に付き相当の日時および場所を指定することができる。

第五章 会計

第15条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第16条 (経費)

本会運営のための経費は、入会金、会費、寄付金、その他の収入

で充当する。

第17条 (会費等)

1. 正会員および準会員は、一律とし、入会金5,000円、会費5,000円を納入しなければならない。

2. 入会後10年を経過した会員に、同窓会維持会費として、一人10,000円を一回に限り、徴収することができる。

なお、会員は同窓会維持会費として、毎年継続して任意の金額を納めることができる。

3. 母校の教育事業への支援事業を行うために、会員に毎年1回5,000円以上を継続して募集することができる。

4. 必要に応じ、寄付金および臨時会費を徴収することができる。

5. 本条に定めた会費等は、いかなる理由があつても返還しない。

第六章 支部

第18条 (支部)

1. 本会は、5名以上の発起人により、地域、企業内に支部を設置することができる。

2. 支部の運営に関する事項は、別に「支部運営内規」で定める。

第七章 表彰等

第19条 (表彰等)

1. 本会に貢献したものは、幹事会の議を経て、表彰ができる。

2. 慶弔(含見舞)および記念品贈答等の行為は、会長の承認を経て行うことができる。

第20条 (会則の改廃等)

1. 本会則を改廃する時は、会則第12条5項(7)により、総会の議を経て決定し、総会の翌日から施行されるものとする。

2. 本会則により本会を運営するにあたり、さらに付属諸規定を設けることが必要と認めるときは、会長は幹事会に命じて必要な規定を定めることができる。

3. 本会則に規定のない事項に関しては、幹事会の議を経て、会長が適宜処理し、必要に応じ総会に報告する。

4. 本会則を改正したときは、昭和第一高等学校の事務局に届けるものとする。

付 則

1. 本会則は、平成7年4月1日から改訂施行する。

2. 本会則は、平成9年5月24日から改訂施行する。

3. 本会則は、平成10年5月23日から改訂施行する。

4. 本会則は、平成11年5月22日から改訂施行する。

5. 本会則は、平成13年5月26日から改訂施行する。

6. 本会則は、平成15年6月22日から改訂施行する。

7. 本会則は、平成27年5月23日から改訂施行する。

8. 本会則は、令和元年(2019年)5月19日から改訂施行する。

*本会則の改訂に伴い、平成18年7月7日の「幹事会運営細則」は失効する。